目 次

規

則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則 岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

> 出 入

納管理課)六七〇

課

六 六 九 九 ジ

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

例施行規則の一部を改正する規則

同

同

六七〇 六七〇

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

告 示

公的個人認証サービス岐阜県認証局等が発行する自己署名

岐

証明書のフィンガープリント

道路の区域変更

特定非営利活動法人の設立認証申請

市営土地改良事業の換地計画の適当の決定

大垣都市計画の図書の縦覧

(669)

訓 令 甲

示

県営土地改良事業の変更計画の決定

県営土地改良事業の換地処分

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

(法務・情報公開課) 六七二

第十条第三項を削る。

道 情

路維持課)六七二

報企画課)

六七一

同 (環境生活政策課) 六七二 地計画課)六七三

六七三

市 政 策 課 六七三 六七三

同

都

第 千 九 百 八 + 九

号

金曜日

平 成 二 十 年 + 月 + 日

則

規

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月十日

岐阜県知事

古

田

岐阜県規則第六十一号

(人事委員会) 六七〇

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正す

第十条第一項の表水産課の項第七号を削り、同表に次のように加える。

全国豊かな

海づくり大

全国豊かな海づくり大会に関すること。

会推進事務

推進事務局にあっては、事務局次長。)」を加え、同条中第四項を第六項とし、第三項を 進事務局にあっては、事務局長」を、「総括管理監」の下に「(全国豊かな海づくり大会 第二十条第一項の表一の項中「センター長」の下に「及び全国豊かな海づくり大会推

第四項とし、同項の次に次の一項を加える。 第二十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、第一項の次 は、上司の命を受け、技術に関し特に命ぜられた事務について事務局長を補佐する。 全国豊かな海づくり大会推進事務局にあっては、事務局次長二人を置き、うち一人

発行

毎週 (金曜日)

岐

県

公

報

平成二十年十月十日

この規則は、

公布の日から施行する。

次のように加える。

全国豊かな海づくり大会推進事務局

事務局次長

れる課」の下に「(全国豊かな海づくり大会推進事務局を除く。)」を加え、同項の次に 員会規則第七号) 第二条に規定する課の項中「組織規則第二章第一節の規定により置か 員事務局監査第一課及び岐阜県教育委員会事務局組織規則(昭和三十八年岐阜県教育委 岐阜県規則第六十二号

岐

うに改正する。

別表第一組織規則第二章第一節の規定により置かれる課、

議会事務局総務課、

監査委

岐阜県会計職員に関する規則(昭和三十九年岐阜県規則第三十一号)の一部を次のよ

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

に次の一項を加える 全国豊かな海づくり大会推進事務局長は、第二十四条の表農政部の項に掲げる次長

(全国豊かな海づくり大会担当) の職にある者をもって充てる。

第二十四条の表農政部の部に次の一項を加える。

次長 (全国豊か

人

上司の命を受け、全国豊かな海づくり大会の推進その

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する

人事委員会規則

平成二十年十月十日

岐阜県人事委員会

委員長

廣

瀬

英

=

附

則

他特に命ぜられた事務について、各部等との総合的な調 整を行い、これを総括的に処理する。

岐阜県人事委員会規則第十一号

この規則は、

公布の日から施行する。

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月十日

岐阜県知事 古 田

肈

別表行政職の表知事の項本庁課長の欄中「総務事務センター長」

「総務事務センタ 全国豊かな海づ

ように改正する。

職員の任用に関する規則 (昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号) の一部を次の

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

に改め、 「全国豊かな海づくり大会推進室長」を削り、「総括管

理監」 を 「総括管理監

くり大会推進事務局長.

全国豊かな海づくり大会推進事務局次長」

に改める。

この規則は、 公布の日から施行する。

る規則をここに公布する。 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正す

平成二十年十月十日

岐阜県人事委員会

廣 瀬 英

=

委員長

岐阜県人事委員会規則第十二号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改

正する規則

岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十二年

対策監」に改める。 くり大会推進事務局長」を加え、「、全国豊かな海づくり大会推進室長」を削り、「総括 管理監、防災対策監」を「総括管理監、全国豊かな海づくり大会推進事務局次長、防災 **別表第一の三知事の部本庁の項中「総務事務センター長」の下に「、全国豊かな海づ** 

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英

=

岐阜県人事委員会規則第十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 管理職員等の範囲を定める規則 (昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号) の一部

岐

に「、全国豊かな海づくり大会推進事務局次長」を加える。 **事務局長」を加え、「、全国豊かな海づくり大会推進室長」を削り、「総括管理監」の下 別表第二本庁の項中「総務事務センター長」の下に「、全国豊かな海づくり大会推進** 

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

岐阜県告示第六百三号

(671)

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)

に基づく認証業務を行うに当たり、公的個人認証サービス岐阜県認証局が発行する自己 という。) のフィンガープリントを次のとおり公告する。 スプリッジ認証局が発行する自己署名証明書(以下「プリッジ認証局の自己署名証明書」 署名証明書 (以下「岐阜県知事の自己署名証明書」という。) 及び公的個人認証サービ

プリントに関する告示 (平成十七年岐阜県告示第九百十八号) は、廃止する。 **なお、公的個人認証サービス岐阜県認証局等が発行する自己署名証明書のフィンガー** 

平成二十年十月十日

岐阜県知事 古 田

岐阜県知事の自己署名証明書のフィンガープリント

げるとおりである。 **同表中欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表右欄に掲** 次表左欄に掲げる日が有効期間の開始日である岐阜県知事の自己署名証明書に関し、

平成二十年 九月二十日	平成十五年 十二月二十八日	自己署名証明書の 有効期間の開始日
SHA	SHA	/ シュ関数
	_	数
DA87B828EAD85B8EC27085A91C25878070CF E392	CC4E60DAACDE5C4AE408D952DFE2486B225 7725F	フィンガープリント

ブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント

2

関し、同表中欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表右 欄に掲げるとおりである。 次表左欄に掲げる日が有効期間の開始日であるプリッジ認証局の自己署名証明書に

自己署名証明書の有効期間の開始日	/ シンユ 関数	数	フィンガープリント
平成十五年 十二月二十八日	SHA	_	2DFF6336E33A4829AA009F01A1801EE7EBA58 2BB
平成二十年 九月二十日	SHA	_	37D4D360410375BB5F53235EC5FF3D432A61C A70

畄 プリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の 「0」~「9」及び「A」~「F」の文字の組合せで示される。ただし、フィンガー SHA 1 により算出したフィンガープリントは、それぞれ40桁の16進数であり、 平成二十年十月十日

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

各 庁

現 中

関

=

岐阜県訓令甲第二十五号

訓

令

甲

類の道 種路

路

線 名

# 相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

岐阜県告示第六百四号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

別表第一中

農地整備課

農

整

を

農地整備課

全国豊かな海づくり大会

推進事務局

岐阜県公文書規程(昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

なお、その関係図面は、平成二十年十月十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課

及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月十日

岐阜県知事 古 田

まで字横町一一一四番二地先同の郡同の町大字中之元	二大野 番町 六字	区間
後	前	別前変区 後更域
二七 李 二 二 六	二· 電 <b>了</b>	ル (メート ト 幅
<u> </u>		ル (メート 長
		備
		考

海 農 整 に改める。

この訓令は、平成二十年十月十日から施行する。

附

則

公

示

特定非営利活動法人の設立認証申請

岐

阜

国一 道般

三百三号

活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利

平成二十年十月十日

岐阜県知事

古 田

申請 あった年月日 平成二十年九月十九日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぎふ古民家再生

氏 名 松田 久

主たる事務所の所在地 岐阜県山県市高富七八〇番地七

五四三

定款に記載された目的 用に関する事業、社会教育活動に関する講座、及び市町 この法人は、地域住民に対して、古民家の再生と再利

田

岐阜県知事

古

(673)

縦覧場所

高鷲地域振興事務所

平成二十年十月十日から

年十一月十一日まで

縦覧期間

加

茂 北

部

### の活性化に寄与することを目的とする。 村所有の建物の指定管理を行ない、資源の再利用と地域

## 県営土地改良事業の変更計画の決定

十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。 次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、

平成二十年十月十日

岐阜県知事 古 田

施行に係る地区名 地 X 縦 白 Ш 覧 町 場 役 場 所 同 ーー・ーーまで平成二〇・一〇・一〇から 縦 覧 期 閰

## 市営土地改良事業の換地計画の適当の決定

四項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の 写しを縦覧に供する。 第五十二条の二第一項の規定により、郡上市営土地改良事業鮎走地区大洞工区の換地計 画を適当と決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十六条の四において準用する同法

岐

平成二十年十月十日

岐阜県知事 古

田

### 県営土地改良事業の換地処分

同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示す 県営土地改良事業まごめ地区宮田工区の換地処分を平成二十年九月十八日にしたので、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十九条の二第九項の規定により、

平成二十年十月十日

వ్య

岐阜県知事

古

田

#### 大垣都市計画の図書の縦覧

の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十条第一項の規定による都市計画の図書

平成二十年十月十日

古 田

岐阜県知事

## 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画特別用途地区

縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

第1989号 岐 阜 県 公 報 平成20年10月10日 (674) 平成二十年十月十日発行平成二十年十月十日印刷 発 発 行 行 所 者 岐阜市薮田南二丁目一番一号 岐 岐 庁 県 印印刷刷 所者 定価 一か年 四八、〇〇〇円 (送料共) (消費税二、二八六円を含む。) 岐阜市三輪ぶりんとびあ十三岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 岐飯 阜 尾 文 芸 社寛